

出張報告書

平成 2 8 年 5 月 1 2 日

市議会議長 様

会 派 名 刷新クラブ

代表者氏名 京西 且哲

下記のとおり報告します。

記

- 1 目 的
 京都市：給水管私有地埋設承諾書の廃止に関する条例改正
- 2 出 張 先
 京都市：京都市役所
- 3 出張期間 平成 2 8 年 5 月 9 日
- 4 出張者氏名 京西且哲・西田武史・金子拓矢
- 5 てん末報告

説明者：京都市上下水道局水道部給水課課長 松山 操氏

同課 課長補佐 井上 嘉信氏

報告事項：別紙にて記載

京都市：給水管私有地埋設承諾書の廃止に関する条例改正について

説明者：京都市上下水道局水道部給水課課長 松山 操氏

同課課長補佐 井上嘉信氏

報告事項：水道水の給水を申請する者が、給水装置工事を行うにあたり、住居の前面道路が私道であるなどの事情により、その他人の土地を使用しなければ水道管の埋設等給水装置工事を行うことが困難な場合がある。多くの自治体では、その場合に申請者に対し、地権者からの「掘削承諾書」の徴収を求めているが、申請者は地権者からの承諾書を取り付ける際、一部において「承諾料の要求や妨害行為」、「所在不明」、「遠方・海外での居住」等の理由により、時間的・金銭的に様々な支障が生じている。

分かりやすい例として、建築基準法４２条１項５号に定義されている所謂位置指定道路は、私道として整備された後に自治体に所有権を移管する事が可能な場合が現在は多いが、嘗ては移管を許さない時期がありその時期に作られた道路は当時の開発業者所有のままで現在に至っている。そして、その開発業者は、倒産や廃業等により既に存在しない場合もある。

給水装置工事は、本来、給水申請者と当該土地の地権者との合意

のもとに進められるべきものであるが、上記のとおり当該土地の地権者が正当な理由なく土地の使用を承諾しない等の事情により、給水申請者への円滑な給水に支障が生じることがあることを解消する為に、京都市では当該土地地権者の承諾義務を定め、昨年四月一日より条例等の改正を行い、そこには、

「給水装置工事の承諾を受けなければならない者が、他人の土地を使用しなければ当該工事を行うことが困難である場合において、その土地の所有者に対して、当該工事のために合理的に必要と認められる限度においてその土地の使用の申し込みをしたときには、その土地の所有者は、当該使用を認めた場合に生じるその土地への影響そのほかの事情に照らして正当な理由がない限り、当該申込を承諾することを拒んではならない」とある。

これを反映して、そういった場合の申請手続きから私道の土地地権者の承諾書を不要とした画期的な取り組みである。

私道の多い京都市であるが、条例改正後全くトラブル報告もなく市民の評判も良いとのことであった。

十分なパブリックコメントも実施したようであるが、それも含め当然に本市でも取り組むべきことであると考える。